

長野県池田町

「公民館使用許可取り消し問題」

1年間のとりくみの報告（案）

2018年12月

「町民と政党のつどい」実行委員会 編

2018年12月27日

長野県池田町における 「池田町公民館使用許可取り消し問題」についての報告（案）

「町民と政党のつどい」実行委員会 編

注：文中の※番号は関連する資料です。これらはすべて実行委員会の公民館問題の特集したウェブ上に1つのコンテンツとして収録していますので、必要に応じてご覧下さい。なお、文書ではまとめていませんのでご了解ください。

§ 1 はじめに

「町民と政党のつどい」池田町実行委員会は、2016年12月2日に池田町公民館を会場に、野党の各代表をまじえ「野党共闘」の実現を話し合う集会を開くことを計画しました。

開催日当日の1ヶ月前にはすでに公民館に会場使用を申請し許可を得ていましたが、池田町公民館と町教育委員会は12月1日になって会場の使用許可を取り消すという前代未聞の処分を行いました。

実行委員会は、直ちに池田町と教育委員会に抗議しました。また、年が明けてからは公民館使用許可取り消しの不当性を訴えるとともに取消処分の撤回を求めて2度にわたる質問書を提出、継続的に町・教育委員会と粘り強く協議を続けてきました。

その結果、2017年末になって池田町教育委員会は、使用許可取消処分に至る手続きの不備・不手際を認め、「取り消し通知書」の撤回を表明、他の公共施設の貸し出しまで認めなかった事案についても地方自治法違反の瑕疵を認めて謝罪、引責処置を講ずることになりました。

公的施設における「集会・言論の自由」への重大な侵害という今回の公民館使用許可取り消し問題が、教育委員会側の謝罪と双方の「合意書」によって、一定の前進的決着を見たことは、今後の住民の自治的・政治的活動にとって大きな意味を持つものと言えます。

私たちの1年にわたる取り組みの経験をまとめ、同様の問題に直面して苦闘する多くの仲間と教訓を共有することは、今日の政治状況の中では特別に重要であると考え、ここに経過と教訓をまとめ、あわせて主な文書類を収録することにしました。

皆さまからのご批判、ご意見をお寄せ下さいますことを心から期待いたします。

§ 2 池田町公民館使用許可取り消し問題の経過

(1) 準備段階（～2016年12月中旬）

池田町では、安倍内閣による安保関連法案が国会で重要段階を迎えた2015年6月23日に有志で「戦争法に反対する池田町民の会」を結成しました。よびかけ人には町内の学者・

知識人、住職、住民団体代表など 12 名が名をつらね、5 人の事務局員が実務を担当することになりました。

「町民の会」は、2000 万署名で町民の 3 割以上にあたる 3000 筆を上回る署名を集め、数度のチラシ全戸配布、軽トラパレード、学習会、中央集会への代表派遣などにとりくみました。

それらの活動は、町内での世論形成に大きな力を発揮しただけではなく、大北地域（大町、北安曇郡）でのその後の野党共闘を求める運動にもつながり、杉尾秀哉統一候補の当選に貢献しました。大北地域から大町に結集した 100 台の軽トラパレードはその 1 つの象徴的活動となりました。

安倍内閣が追い詰められる中で、2016 年にはいつ解散があってもおかしくない状況が生まれました。「戦争法に反対する池田町民の会」は、上記の取り組みを土台に、衆議院選挙でも野党共闘を実現することが住民要求に添う道筋であると確認し、2016 年末に野党各党を招いて政策などの意見を聞くとともに野党統一の機運を高める学習・討論集会を開くことを決め、町民が集まりやすい池田町公民館を会場として申請（※001）、許可（※002）を得て準備を開始しました。

まず、11 月初旬に町内の団体によびかけて「町民と政党のつどい」（以下「つどい」）実行委員会を結成。チラシ（※003）を作成して配布するとともに、SNS などでも広く町内外に参加を呼びかけました。

※参考資料

- 001 池田町公民館への使用許可申請書
- 002 池田町公民館使用規定（内規）
- 003 「町民と政党のつどい」チラシ

（2）池田町公民館による使用許可取り消し処分（2016 年 11 月 29 日～12 月 1 日）

<11 月 29 日>

「つどい」の開催日が迫った 11 月 29 日午後 1 時 50 分頃、池田町公民館館長から事務局長の自宅に「12 月 2 日の公民館会議室使用について聞きたい」という電話がありました。

その内容は、「『町民の会』の申請となっているが『つどい』実行委員会とはどんな関係か」「公民館内規に抵触するのではないかという外部からの声がある」というものでした。

この電話の背景には、1 ヶ月前の公民館使用許可申請時には「つどい実行委員会」が準備段階だったために、申請団体を「町民の会」としていたこと、さらに公民館の使用目的を「会議」としていたことがありました。

事務局長は同日午後 5 時すぎに教育委員会のある教育会館に出向き、教育長、教育課長、公民館長 3 氏と面談、経過を説明し公民館の内規とその前提となっている社会教育法第 23 条について意見交換。

実行委員会からは主に次の 3 点を主張しました。

①申請団体と実行団体が異なっているのは、申請時にはまだ「つどい」は準備段階であったためである、②社会教育法第 23 条は、公民館が行う行為を禁じている条項であって市民団体に適用するのは間違いである、③選挙になっていないのに、選挙活動の話などするわけがない。

これらの主張に対して、町側からはとくに反論もなく、今回の「つどい」は「公民館内規には抵触しない」ことを町側も了解し「使用可能」として決着しました。

なお、「申請団体」を「町民の会」から「つどい実行委員会」に変更することを申し出ましたが、公民館長は「今回は変更しなくてもよい」と答えました。

<11 月 30 日>

ところが、翌日の午後 6 時頃、公民館長から「29 日の協議の文書を自宅に届けたい」との電話がありました。「わざわざ来る必要はないのでファックスで」と返事すると、午後 7 時頃、「池田町公民館使用に係わる確認事項」（以下「確認書」※004）と題する文書が送られてきました。

午後 8 時頃、再度館長から「文書の内容はどうか」との電話があったため「問題となる文言が含まれている、夜遅く電話で話す問題ではない、明日公民館で話し合う」と伝えました。館長が「午前中は会議がある」と返答したため「では午後 3 時に」と述べ、了解の上で電話を切りました。

<12 月 1 日午前>

午前 11 時 30 分に公民館長から事務局長に次のような電話が入りました。

「午前中、町長・副町長・教育長・公民館長はじめ全課長が参加する『庁議』が開かれ、その場の議を経て 12 月 2 日の公民館使用について『使用許可取り消し』の決定をした」

事務局長は「つどい」が翌日に迫っていたために、その場では、抗議・撤回よりも次の会場を用意することを優先させ、池田町福祉会館に向きました。ところが館長が「会場は空いているが町から貸さないように連絡が入っている」と述べたため、池田町福祉センターに行って管理責任者の福祉課長と面談することになりました。

福祉課長は、「(自分は) 庁議に出席している。町の決定に従わざるを得ない」として、他の公的施設もすべて貸し出さないことを明言しました。

その結果、会場探しに奔走せざるを得ず、午後遅くによろやく池田町 1 丁目基幹センターを会場として確保することができました。

<12 月 1 日午後>

本来、午後 3 時に「確認書」の内容について協議するために出向くはずだったにもかかわらず、町の理不尽な対応に直面したため、事務局長は午後 5 時、教育長、教育課長、公

民館長に面談を求め、公民館使用許可取り消しの理由をたどしました。

教育長は、①申請時は「会議」となっているが、チラシでは「つどい」（集会）となっている。②チラシにある「総選挙も市民と野党共闘で勝利しましょう」「自公政権の暴走を止め、安倍内閣を退陣させる」というのは特定政党を利する表現であり、社会教育法第 23 条に抵触すると答えました。

その際に、29 日の面談で「内規には抵触しない」とした結論や 30 日の「確認書」については一切答えませんでした。

翌日の集会の準備があるため、その日の面談は正式抗議を後日に行うことを伝え、2 日午前中に処分書を正式文書とすることを確約させるにとどまりました。なお、30 日ファックスで送られた「確認書」については、1 日の午前 10 時頃に受け取りました。

(3) 「町民の会」フェイスブックへの自民党現職代議士による書き込み

(12 月 29 日～30 日)

池田町公民館、教育委員会による動きと符丁を合わせるかのように、現職自民党 M 代議士が「町民の会」フェイスブック・イベントページに異常な書き込みを始めました。

M 代議士は、「与党抜きの場合では物足りないのでは？」とまず書き込み、野党共闘について話し合う場であるので「挨拶は遠慮してほしい」と告げると「それであれば集会の表題を代えて（ママ）下さい。中立を装う表題は誤解を生みます。欺瞞ではないでしょうか」と矛先を集会のあり方に向け、さらに教育委員会の当事者でなければわからない内容まで踏み込んで書き込みを続けました。

これと並行して外部から公民館、町役場への「クレーム」電話が入っていることに私たちは重大な関心を払いました。

M 代議士の書き込みの主な内容は次の通りです。

- ・政治的に一方に偏った政治集会に公民館が使えるとは知りませんでした。参考になります。
- ・表題を見ると中立を装っていますが、中身は全く異なるもの。公民館は本当に使用許可したのかなあ。
- ・（公民館の政治利用は安倍総理も認めているという書き込み）池田町の取り扱い基準に照らしてどうか、ということ。国の基準が問題ではありません。
- ・誓約書に、政治目的ではないと、書いたようですね。平気で嘘をつくのであれば、問題です。

(4) 「町民と政党のつどい」(12 月 2 日)

この日、会場変更などの連絡でかなり混乱しましたが、何とか開催にこぎ着けることができました。

この集会には町内外から 75 名。野党からは民進党、日本共産党、社会民主党、緑の党の

各代表が参加し、野党共闘へのそれぞれの決意を聞き、生活・平和の課題などについて活発に意見を交わし、「つどい」は成功裏に終わりました。

(5) 取り消し通知書の受領（12月2日）

12月2日、実行委員会は教育委員会から町長、教育委員会名の「池田町公民館使用許可取り消し通知書」（※005）を受け取りました。

この「通知書」には、根拠法令は記載されず、ただ次の2項目が「取消理由」として述べられていただけでした。

- ①申請内容と実施予定内容が異なること
- ②案内チラシの文面に、特定の政党の利害に関することが記載されていること

(6) 抗議文の手交（12月5日）

「つどい」実行委員会は12月5日教育会館を訪れ、副町長、教育長、教育課長、公民館長に対して抗議文（※006）を読み上げて手渡しました。これには実行委員会から9名が参加、マスメディア各紙も抗議の模様を取材しました。

この日の町の回答は、以下のように、自らを正当化するだけでなく事実をねじ曲げることも多い極めて問題のある対応でした。町の回答は以下の通りです。

<町の回答>

- ①前日に取り消したことは謝りたい。しかし取り消し処分は正当である。
- ②30日の確認書を納得していないというので、毎月1日に開いている庁議に諮り、そこでの意見を踏まえて公民館長は不許可とした。
- ③社会教育法についての解釈は実行委委員会と異なる。職員とともに利用者も守るべき規定である。また、公民館の中立性は公民館側も利用者も守るべきだ。
- ④公民館長の在任期間（1年8ヶ月）に許可を取り消した事例はない。

これに対して、実行委員会は以下の点について後日回答するように求めました。

<実行委員会からの質問>

- ①申請内容と実施内容がどのように異なっているのか。
- ②特定の政党とはどの政党であり、どのような利害があると認定したか。
- ③チラシの内容のどの部分が特定政党の利害に関するものであると判断したのか。
- ④今後も同様の審査・処分をする方針か。
- ⑤「確認書」の記載内容の具体的説明を求める。

(7) 池田町・教育委員会による回答

12月16日、池田町と教育委員会は文書で質問についての回答（※007）を行いました。

①申請内容と実施内容が異なることについては、「実施団体は申請時の「町民の会」から「つどい実行委員会」になっている」「申請時には『会議』だったがチラシでは『集会』を目的

としたものとなっている」ことをその根拠にあげました。しかし、11月30日に使用目的を「変更する」と申し出たところ「今は変更しなくてもよい」と答えたことには触れていません。

②チラシの文面の「特定政党の利害に関すること」とは「野党共闘で勝利しましょう」「自公政権はもうゴメン」「自公政権の暴走を止め、安倍内閣を退陣させるために、全国で野党共闘を実現させることが必要」と書かれていることだと回答。

③特定政党とは、民進党、日本共産党、社会民主党、緑の党であることと回答。

④「申請時に一度許可したものを庁議で覆した経過」については、公民館長からの報告を受け、教育委員会として理事者などの参考意見を聞きたいという考えで庁議に諮ったこと、公民館長はその後の庁議の判断を受けて判断し使用許可の取消を行った。

(8) 池田町議会 12月定例会での答弁 (2017年12月18日)

町議会一般質問で、公民問題について質問した服部議員に対して、教育委員会は事実を曲げるいくつかの重大な答弁を行いました。(※008)

①「確認書」は、つどい事務局長が「(11月29日に)言われたことを文面にした。間違いがあってはいけないので文面にした」と再三にわたって強調しました。

そこでは、11月29日の話し合いが公民館使用内規が中心であり、内規には触れないと双方で確認したことには一言も触れませんでした。また、「選挙に関する話題、議論はしない」と事務局長が発言したと個人名を何度も挙げて弁明につとめていました。

②11月30日、「確認書」のファックス送付後の電話で「内容については承諾できないとの返事をいただいた」とだけ述べて、12月1日に話し合うために時間まで決めて電話を切ったことを無視、一方的に「確認書」が全面否定されたとの判断で翌日すぐに庁議にもちこんだことを明らかにしました。

教育委員会は、この公民館長の個人的判断に従い、庁議でもその事実を確認することもなく、この「全面否定」の判断で「取り消し処分」が行われたことを示す答弁です。

③教育長は、「公民館は皆さんに使っていただきたいということが基本であります」と述べたあと、「ただし、社会教育法第23条第1項、2項にあります、この要件に該当しない限り全ての方に開放していきたい」と、社会教育法の解釈の根拠についてあいまいにしたまま、その適用の正当性を強調しました。

町長もまた、平成27年6月19日に福田昭夫議員の質問趣意書に答えた安倍首相の答弁書を引き合いに出し、「公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されない」という部分を紹介し、教育委員会の判断を追認しました。

しかし、これは政党に関するものであって、しかも社会教育法そのものの趣旨を歪めた

答弁書であることは全く視野の外にしています。また、教育長も町長も、広島市での公民館運営についての見直しの動きについての質問には何ら答えず、文科省がその後に出した通達にも何ら触れませんでした。

※参考資料

- 004 池田町公民館使用許可に係わる確認事項について(「確認書」)(2016年11月30日)
- 005 池田町公民館使用許可取り消し通知書(2016年12月1日)
- 006 公民館使用許可取り消しに対する抗議文(2016年12月5日)
- 007 抗議文に対する教育委員会の回答(2016年12月16日)
- 008 池田町議会 12月議会 一般質問 服部議員の質問(2016年12月18日)

§3 一連の経過における問題点

これまで述べた経過において特徴的なことは、池田町、教育委員会が自らの不手際を覆い隠し、実行委員会とのやりとりの中で都合のよい部分だけを貼り合わせて自らの行為を合理化、正当化し、さらには、事実と反することまで実行委員会に押しつけるという態度で終始したことです。

(1) 11月29日から12月2日に至るやりとりについて

①「公民館内規に触れない」ので実施可能と双方が判断した。

11月29日のやりとりのもっとも重要な点は、「池田町の公民館内規に抵触していない」ことを合意したことにありました。

「公民館内規」は初めに社会教育法第23条を記載し、その下に政党に貸し出す際の注意事項を添えただけの簡単なものでした。従って、政党でも政治団体でもない「つどい実行委員会」が内規にあてはまらないことは当然で、過去に何度も政治的な内容で公民館を利用して全く問題がなかったのです。

申請内容と実施内容に相違がある点については、その日に変更すると申し出たところ、「変更しなくてもよい」と答えました。また、社会教育法について、実行委員会側が「法律の文面通り、23条は公民館を規定する条項」と主張したことに教育委員会はとくに異論をとなえたわけではなく、その際は社会教育法の解釈を巡って議論をたたかわせたということではありませんでした。

②「確認書」の問題点

30日に教育委員会が急遽作成した「池田町公民館の使用に係わる確認事項について」(以下「確認書」)について教育委員会は、この文書は「事務局長が話した内容をまとめたもの」「実行委員会に公民館を使用させるために作成したもの」と説明しました。

しかし、以下のような問題点がありました。

(ア)「確認書」といいながら、11月29日の両者の面談時にはその話は全くなく、事前に項目を話し合ったこともありませんでした。「確認書」としたいのであれば翌日に時間をとって話し合うべきだし、合意できない内容であればその時点で破棄されるべきでした。

(イ)11月29日に「内規に抵触しない」ことを双方で合意したことは何も記載されず、完全に無視されていました。

(ウ)項目の中に書かれた「選挙に関する話題・議論は一切しない」については、実行委員会がそのような発言をするはずもなく、全く事実と反する項目でした。

③「確認事項」が「全面否定」されたと思い込んだ公民館長の独断的判断

11月30日夜の公民館長からのファックス送信およびその後の電話で、「内容に問題があるのでこのままでは認められない。翌日そちらに行くから話合おう」と述べたことを、公民館長は「確認書」が実行委員会によって「全面否定された」と勝手に判断したのです。

その判断の根拠は、30日のファックス後の電話で、事務局長が明日行って話し合うことを前提に「このままでは認められない」と話したことだけを取り上げて、すべて否定されたと受けとったことにありました。

教育委員会は、そのやりとりに何ら疑いを挟まなかったばかりか、それを唯一の根拠として使用許可取り消しに傾き、翌日の町議でその「お墨付き」をもらおうとしたのです。

④館長の「経過報告」を鵜呑みにして使用許可取り消しを容認し、さらに他の公共施設も貸さないことを決めた庁議参加者

教育委員会は、30日夜にファックスで送った「確認書」が全否定されたとする公民館長の報告(※009)に基づいて、「理事者などの経験者の意見を聞く」ために翌日12月1日の庁議に議題として提出しました。

通常は出席しない公民館長も庁議に出席し、経過を説明するとともに意見を求めました。

理事・課長から出た意見は、公民館の使用を認めるべきではないというものだったようです。さらに、重大なことは、それに加えて他の公共施設(福社会館、福祉センター「やすらぎの郷」など)も貸すべきではない(庁議決定)と決定してしたことです。

ここには大きな問題点がいくつも見られました。

・本来教育委員会が自らの判断で決定すべきことがらを町の問題として持ち出してしまい、行政全体に責任転嫁してしまったこと。

・庁議参加者とりわけ理事者(町長、副町長)は、翌日の開催が迫っているとはいえ、まだ話し合いをおこなう余地があることを指摘し、開催できるように働きかける努力を行うべきであったが、公民館長の独断的判断(館長提出の「経過報告」)を鵜呑みにし、それに引きずられてしまうという軽率かつ拙速な態度をとったこと。

・庁議で他の公共施設を貸さないという地方自治法違反を犯してしまったこと。これは、

町ぐるみで違法行為を犯したことを意味する重大な問題でした。これには庁議参加者の誰も異論を差し挟まなかったのですから、行政の質を問う問題でもありました。

⑤「公民館使用許可取り消し通知書」の問題点

経過での触れたように「取り消し通知書」は 2 点の理由をあげて取り消すことを通知しています。

ここには、なぜ取り消すことができるのかを示す根拠法令の記載がありません。さらに、手続きとして、池田町手続き条例には「聴問の機会を与えなければならない」とされているにも関わらず何らの手続きもしませんでした。全く効力の無い通知書を発行したのですから、むしろ行政責任が問われる問題でした。

(2) 12月2日以降

①12月5日の抗議文手交の際における教育長発言

12月5日の抗議文を手交した際、教育長は次のように発言しました。

「公民館というのは、当然公民館の職員も守らなければならないし、借りていただく皆さんにもぜひルールを守ってほしいという解釈できたので、当然公民館長が政治的中立を乱すのはまずい、借りるみなさんも私たちは政治的な中立のなかで館をつかっていただきたいなと思っていました」

ここには、社会教育法第 23 条が公民館を縛る条文であることをねじ曲げて、逆に公民館が考える「政治的中立」を公民館利用者に押しつけ、あくまで公民館の判断の枠内でしか利用を認めないという逆さの立場が表れていました。

②12月16日の教育委員会回答

回答は前文で、使用許可申請書の記載事項とチラシに書かれた内容に相違がある点と、チラシの文面を理由にしたことを改めて述べ、社会教育法第 23 条を前面に押し出して、それに該当すると「取り消し」を正当化しています。

「確認書」についても、「(事務局長との 29 日の話合いにもとづいて) 間違いのないようにするためのもの」であると述べ、何ら合意のない無効の文書であることは認めず、あくまで事務局長が述べたことをそのまま記載したかのように述べていました。

③町、教育委員会の回答を受けて

全体として、これまでの教育委員会の対応を見る限り、自らの不手際や誤りにまともに向き合おうという姿勢は全くなく、取り消し処分を正当化するとともに、取り消しに至った責任が実行委員会にあるかのように描き出してきました。

実行委員会は、この回答を受けて、教育委員会の手続き上、法令上の瑕疵を明確にし、取り消し処分の撤回を求めるため、年末に質問書を提出するとともに、年明けから体制を

整えて改めて取り組みを強化することにしました。

※参考資料

009 公民館長 経過報告

§4 実行委員会から町への質問書の提出と自由法曹団の抗議文

(1) 質問書（「池田町の「回答」に関する質問と要求」）の提出（2016年12月27日）

「公民館使用許可取り消し」に至る一連の経過には、前日に取り消されたという異常さだけではなく、経過にも法令上にも様々な問題点が見られました。そこで、実行委員会は、町の12月16日の回答を受けて、12月27日に37項目に及ぶ詳細な「池田町の『回答』に関する質問と要求」（※010）を提出し速やかな回答を求めました。

その概要は次のようなものです。

第1に、教育委員会が取り消しの理由のひとつに申請者の変更が行われず実施内容が申請時と異なることをあげていることについて、本来話し合ったり修正したりすれば済むことをなぜことさら理由として挙げているのか。

第2に、事前の話も合意もない「確認書」についての様々な問題点を指摘して質問。

第3に、庁議の内容の実際、過去の公民館の使用履歴について事実関係の質問。

第4に、庁議で他の公共施設を貸さなかった点について、責任の所在と法律違反の意識があったのかどうか。

第5に、12月町議会（12月18日）で、教育課長が「確認書は事務局長が述べたことをそのまま文書にした」などと合意のないことを覆い隠して一方的に説明したことを追及し答弁の撤回を要求。

第6に、この問題が憲法の集会の自由、言論の自由にかかわる重大性を持っていることに触れて、町と教育委員会の基本的な認識を問い、社会教育法をどのように解釈したのかを詳細に質問。

第7に、本来公民館規定に抵触しないとして公民館が使用できると合意したはずなのに、政治団体でない「町民の会」に内規を適用して使用許可を取り消したのは何故か。

第8に、今後の公民館のあり方をめぐって、このままならば同じ誤りを繰り返すことになるとして、広島市などの先進例に学ぶことを要求。

(2) 自由法曹団の抗議声明（2016年12月27日）

実行委員会による「質問書」の提出と前後して同日、長野県下の弁護士で組織する自由法曹団長野県支部のメンバーが教育委員会を訪れ、「公民館使用許可取消処分に抗議する声明」（※011）を池田町町長に手渡しました。

この声明では、経過を詳細にのべた上で、この取消処分は日本国憲法第21条1項に違反

するものであることを論理的に明快に指摘、また、取消処分書に根拠法令が記載されておらずまた池田町手続き条例に照らして聴問の機会を与えていないため条例違反にもなっていることをあげて、町の処分に強く抗議しました。

(3) 実行委員会の見解発表

実行委員会は、1月20日、公民館使用許可取消問題についての見解（全文※012、要約版※013）を発表し、経過を振り返りながら問題点を整理し、町民にこの問題の所在と解決への方向を訴えました。

(4) 町からの回答

池田町と教育委員会は、「質問と要求」に対して、2月1日文書で回答（※014）しました。

この「回答」の特徴は、事実をねじ曲げながら自らの処分を正当化し、実行委員会が「確認書」を全面否定し、特定政党を利するための集会を開こうとしていたとみなす一方的で不当な姿勢で貫かれていたことです。

そしてさらに重大なことは、教育委員会側には、ここに至るまで実行委員会に謝罪することはおろか、直接協議して問題を前進的に解決しようとする姿勢が全く見られなかったことです。その例を2, 3挙げてみましょう。

①11月29日の面談の際に、申請内容を修正しようと申し出たところ「今回は修正しなくてもよい」と答えたことについて、「翌日30日に、確認書と同時に提出を頂くよう準備をしていたためです」と全くつじつまの合わない返答をしました。

第1に、確認書の話はそのときには話題にもなっていないのですから、もしこの回答が事実ならそのときにはすでに教育委員会は次の日に確認書を出させるつもりでいたことを示しています。

第2に、明日提出させたいならそう言えばいいのに、今回は修正しなくてもいいと答えたのですから、この回答は言い逃れにもなっていません。

②11月29日の面談では「内規に抵触しないことを確認しただけだが、確認書にはなぜその経過が触れられていないのか」という質問に、「本件は内規に該当する案件ではない旨を確認した上で協議しました」と支離滅裂な言葉を並べるだけで、回答不能ぶりを示しました。

③本来「確認書」というのは両者が合意して初めて意味を持つものである以上、教委の一方的な判断を書いただけではないのか、という質問には、「事務局長が『公民館の使用制限にあたることはしない』との発言があったので、その確認をするためのものだから、町の一方的な判断にもとづくものではない」と強弁。

④11月30日夜の公民館長からの電話の際に、12月1日午後公民館に出向いて話をすると約束したことについて、「『翌日出向いて話をする』と告げられ一方的に電話を切られたので、説明の約束した認識はなかった」と事実関係を捏造。

⑤公民館は「政治的な教養」（教育基本法）を高めるために、憲法・教育基本法の人権規定を最大限に保障する必要があるのではないのか、という質問に、「ご指摘の事項が公平、校正に行われるために社会教育法の規定があるものと認識している」と答え、その本末転倒した認識ぶりを露呈しました。

⑥庁議で他施設まで貸さなかったことについて違法行為ではないのかという追及に、「正当な理由がない限り利用を拒むことはできない。その点反省するとともに、・・・今後職員に法的根拠も含めて周知徹底していく」と述べるだけで、謝罪の意志も違法行為という認識も全く見られない、その意味で当事者能力を完全に欠落させた驚くべき回答でした。

※参考資料

010 町への質問書「池田町の『回答』に関する質問と要求」（2016年12月27日）

011 自由法曹団抗議声明（2016年12月27日）

012 実行委員会の見解（全文）（2017年1月20日）

013 実行委員会の見解（要約版）（2017年1月20日）

014 「質問と要求」に対する町からの回答（2017年2月1日）

§5 再質問書の提出

（1）再質問書の提出（2017年2月28日）

教育委員会が自らの行った行為を客観的に評価できず、実行委員会からの質問にもまともには答えられない事態に直面し、「公民館使用許可取り消し問題」の意義を改めて議論し直し、長期戦の構えで町・教育委員会との協議を継続することとしました。

そこで、実行委員会は教育委員会の回答を検討し、問題点をすべて洗い出して、詳細な再質問書（※015）を作成、2月28日に教育委員会に提出しました。

（2）公民館使用許可取消処分の撤回と謝罪への道すじ

教育委員会との協議、交渉が長期戦になる様相を深めたこの頃、実行委員会はこの問題解決への道筋として3つの方針を立てました。

1つは、この頃から一方で法廷での決着も視野に置き、資料などを整備することです。そのために、ウェブ上で過去の文書類をすべて整理し公開することとしました。

2つは、学習会（※016）なども行ってひろく町民や報道機関にこの問題を知ってもらうとともに、事実関係の正確な理解とこの問題のもっている重要性を実行委員会としても深くとらえることです。

3つは、町・教育委員会との協議のあり方を見直し、事務レベルでの折衝も随時行いながら弾力的に協議を続けるように努めることです。

(3) 新聞各紙の報道

この間に地元紙（※017、018、019）、朝日新聞（※020）などが相次いでこの問題の本質的意味を問う記事を掲載しました。

とくに、信濃毎日新聞（※019）、朝日新聞（※020）の大型特集記事は、単に経過と現在の状況を伝えるだけでなく、専門家の意見なども紹介して教育委員会の対応に大きな問題があることを浮き彫りにしていました。

(4) 池田町議会 3月定例会（2017年3月15日）

12月議会に続いて、服部議員は公民館問題について質問しました。ここでも教育委員会は、問題発言を繰り返しました。（※021）

①教育課長は、社会教育法第23条は公民館の運営規則を定めており、第22条で公民館が行う事業を定めそれに貸し館事業が定義されている、従って、貸し館事業についても第23条の規定が適用されるという認識を示しました。

②教育長は、今回の取消処分のポイントに「チラシを見たときに、相手を否定するような言葉（注：「安倍内閣を打倒しよう」）があった」とのべ、この表現へのこだわりを強調しました。

③教育長は、11月29日の話し合いが「途中で終わってしまったことが、今回の一番いけなかったことだ」反省の弁を述べました。町長もまた、「食い違いと誤解、行き違いがあつて迷惑をかけた」と双方に非があったかのような発言をしました。

しかし、問題は本来「内規に触れない」ことを確認し使用できることを合意したはずだったのに、「確認書」を持ち出し、それが否定されたと判断して使用許可を取り消した根本の問題には全く目を閉ざしていました。

※参考資料

015 再質問書の提出（2017年2月28日）

016 公民館問題学習会チラシ（2017年4月9日）

017 地元紙の報道（2017年4月11日 大糸タイムス）

018 地元紙の報道（2017年4月11日 信濃毎日新聞）

019 地元紙の報道（2017年4月25日 信濃毎日新聞）

020 地元紙の報道（2017年4月29日 朝日新聞）

021 池田町議会 3月定例会 一般質問 服部議員の質問（2017年3月15日）

§6 行政の人事異動と事務レベル協議の開始

(1) 事務レベル協議の開始

4月の人事異動で、教育委員会内部の組織編制とともに職員配置も大幅に変わりました。まず組織編制では、学校教育課を教育保育課に改組した上、新たに生涯学習課を新設、公民館はこの課に属することになりました。

そのため、あらたに配属された生涯学習課長・公民館長は、引き継ぎがあったとはいえ過去の経過をすべて最初から理解しなければならないということになったため、協議するためにもそれなりの時間が必要となりました。

反面、過去のしがらみに捕らわれず、忌憚のない意見交換が可能となったこともあって、3月29日に副町長と非公式折衝を行い、4月19日の第1回事務レベル協議(副町長も出席)を皮切りに双方の考えを述べ合う機会を増やしていくことになりました。

その後の事務レベル協議の日程は次の通りです。

第2回 5月30日、第3回 6月30日、第4回 7月13日、第5回 8月17日

(2) 5月30日の事務レベル協議

この日、先に提出していた「再質問」に対しての教育委員会の回答への対応を聞くとともに、争点となっているいくつかの問題について実行委員会から見解をのべました。

第1は、教育委員会が過去の立場に拘泥する限り一步も前に進めないことを強調し、文科省の2017年通達や社会教育学の専門家などを見解を踏まえるとともに、地域交流センター建設にむけて教育委員会の人事が刷新されたことをきっかけに前向きで分かりやすい公民館運営指針を示すべきだと主張したことです。教委側はこれについて再度持ち帰って検討するとしました。

第2は、「確認書」をめぐって、「使用してもらうために作った」(教育委員会)ののだとしても、外部から(とくに現職国会議員の秘書から)の問い合わせにあわてて「ブレーキとアクセルを踏み間違え」、合意のないものを一方的に押しつけたことは重大な瑕疵にあたりと主張。

第3は、庁議に持ち込んだことは行政全体に責任が生じたことを意味すると強調し、理事者としての責任の取り方が問われると主張しました。

第4は、地域交流センター建設を機会にあらたな公民館運営の一步を踏み出すべきであると町側の決断を促しました。

最後に再回答は遅くとも6月末までに行えるようにし、回答原案についても双方で検討を深めるよう求めました。

(3) 6月30日の事務レベル協議

この日、「再質問」に対する町側の「回答原案」が示され、これにもとづいて協議しました。

示された「回答」原案は、6月議会で教育長が服部議員からの質問に対する答弁をベースにし、「前向き」と受け止められる一面をもちつつも、基本的には前回の回答を踏襲するも

ので、大きな矛盾を抱えたままであることが読み取れました。

その特徴の主なものは次の通りでした。

- ① 回答書の前に一節（前書き）を設けて、社会教育法の解釈、今後の公民館運営のありかたに前向きな姿勢を見せている。
- ② しかし、前書きを除く「回答書」の部分は、ほとんど従来の立場の繰り返しと教委の処分の合理化に終始をしており、前書きとの整合性がとれていない。

実行委員会から、次のように提案しました。

- ① 回答の部分はこれまでとほとんど認識が変わっていない。「取り消し」の法的な根拠についても当時はそのような認識であったとしても、それは今からみれば大変不十分なもので、認識の深まりを反映させるべきだ。
- ② 従って、多少時間はかかっても「スタンス」を変えない限り前進はない。前向きな姿勢は評価するので、その姿勢を回答全体に反映させてほしい。
- ③ ただ、他の公共施設を貸さなかった点は重大な法令違反であって、この点については責任の取り方（例えば正式謝罪と減給など）を明確にされたい。
- ④ 次回折衝時までには回答原案を見直し、期待に添うようなものにしてほしい。回答書は回答書として受け取るが、その説明会にむけてあらためてこちらとしての要求を何点かにまとめるので、それに沿って町長・教育長から回答をしてほしい。

（４） 7月13日の事務レベル協議

この日の協議では、町側から次のような考えが示されました。

- ① 「つどい」が社会教育法 23 条に抵触すると判断したのは当時の解釈にもとづくものである。また、確認事項についても当時としては最善の方法であったと考えている。

（「当時の認識、当時の解釈」という言い方で、現在の認識との相違を打ち出したとのべ、かなり町側内部での調整に手間取ったことをうかがわせました）

- ② 現在ふりかえてみて、「当時の認識が誤りであった」と表明することは不可能である。そのかわりに今後の方針を示すので、今後どう認識を改めるかをくみ取ってほしい。

そのために鑑文（前文）をつけて、基本的な考え方をのべる形式にした。

（この点は、現在の課長・公民館長の努力のあとが見られる部分であり、事務折衝によって町側が歩み寄った部分であると評価できる）

- ③ 確認事項をめぐる経過や他の公共施設貸与にかかわる一連の不適切な対応については、正式文書での謝罪をふくむお詫びをする。

実行委員会は、「再回答」の仕方として、次のように提案しました。

- ① 7月いっぱいを目途に町側からの再回答を行う。
- ② 再回答の「説明会」を開く
 - ・再回答を受け取ってから、改めて「要点をまとめた質問状」を提出することとし、それに基づいて回答を行うものとする。

・説明会は報道機関を含む公開で行う。

③ この説明会を受けて、実行委員会側は再度今後の方針を協議し対応を決めることとする。場合によっては、あらためて要求書を出すことになるかもしれないし、あるいは司法の場で決着を付けることになるかもしれない。

(5) 池田町議会 6月定例会 一般質問 服部議員の質問

3月議会に引きつづき服部議員が公民館問題を質問しました。(※022)

この時期には新年度になり、教育委員会の配置替えもあり、教育委員会と実行委員会との協議が始まりました。また、信濃毎日新聞、朝日新聞などが、池田町公民館問題を大きく取り上げたことも影響を与え始めました。6月議会の答弁では、そうした状況の変化が一定程度反映されるようになり、変化が見られました。

①社会教育法第23条の解釈について質問された教育長は、貸し館事業にも第23条が適用されるとのべたあと、文科省の通達に触れ「町もこの通達を改めて考慮し、公民館の運営において第23条第1項2号の適用を広義に解釈せず、また特定の政党への支援や有利な条件での提供及び特定の政党、選挙候補者への支持をすることなく、全ての政党、候補者等に公平で利用しやすく、かつ社会教育法第20条の目的に沿い」運営していくと答弁。

②一方で、「確認書」について「1つだけではなくて全体のことを認めていただかなければ、問い合わせをした方が何でと言ったときに答弁できなくなる」として、外部に説明するための文書であることを明らかにしました。

③今回も取り消しの最も大きな問題が「チラシの表現」であるとし、「皆さんから出されたものについては偏りがある」と、依然として使用許可の前提に「チラシ」などでの表現があることにこだわりを見せました。

(6) 「総括的質問書」の提出(8月17日)

8月17日の事務レベル協議に先だって、実行委員会から再質問をまとめた「総括的質問書」(公民館問題に関する再質問への回答および説明会について)(※023)を提出しました。

「総括的質問」とした理由は、2月提出の「再質問」が多岐にわたり、かつ詳細な質問であったために、項目毎に回答を受けることは時間的にも説明上も不合理だろうと判断し、回答そのものは文書で行うことにして、説明は要点を絞った質問書に対して行うようにすべきだろうと判断したことにありました。

この「総括的質問」は、前文で回答までに半年もかかったことを批判しつつ、改めて「公民館使用許可取消処分」の不当性・違法性を指摘し、「誠実・真摯に対応」することを求めています。

その上で、①取消処分に至る経過と其中で示された「確認書」について、②憲法・教育基本法の受け止め方と社会教育法の解釈について、③他の公共施設の利用を認めなかった問題について、④務台衆議院議員の集会への干渉について、⑤今後の公民館、地域交流

センターの運営をめぐって、の 5 点にわたって質問事項を整理し、町と教育委員会の見解をただすものでした。

(7) 8月17日の事務レベル協議

この日の事務レベル協議で確認されたことは以下の通りでした。

① 説明会は公開とする。

参加者の中心はつどい実行委員会メンバーとするが、12月2日の「つどい」に参加した町外の人も経過からみて当然参加できる。

② ビデオ撮影について

撮影した映像は記録として残すことは認める。ただし、不特定に向けては公開（たとえば YouTube など）しない。

③ 全体の進行役は町側が行う（丸山生涯学習課長の予定）。実行委員会側も進行役を置き、必要に応じて参加者からの発言などを調整する。

なお、説明会の位置づけは、幕引きをはかるためのものでも、いたずらに協議を長引かせるためのものでもないことを確認、あくまで現時点での双方の考えをのべ、相違点などを確認し、今後のとりくみにつなげる意味をもつものであることを確認しました。

この場で教育委員会から、他施設の貸与拒否問題については回答日に何らかの踏み込んだ発言があるとの示唆がありました。

なお、説明会の次第を次のようにすることを合意しました。

①池田町町長あいさつ、実行委員会代表あいさつ

②自己紹介

池田町 町長、副町長、教育長、総務課長、生涯学習課長、公民館長、前公民館長
以上7名の予定

つどい実行委員 主なメンバーのみ自己紹介 他は発言時に名前を言う

③回答書の手交と総括的回答 教育長の予定

正式な回答書を手交するので、総括的な回答については口頭発言とし文書では出さない。

④個別の問題について質疑、意見交換

- ・12月2日に至る経過と「確認事項」について
- ・憲法・教育基本法・社会教育法をめぐって
- ・公共施設の貸与拒否問題について
- ・務台議員の書き込みと干渉について
- ・今後の公民館、地域交流センターのあり方をめぐって

⑤その他

※参考資料

022 池田町議会 6月定例会 一般質問 服部議員の質問

023 池田町への総括的質問（2017年8月17日）

§7 再質問に対する回答およびその説明会（2017年8月29日）

8月29日、池田町役場で、町側から町長、副町長、教育長以下町の担当者、実行委員会側から事務局メンバーを含む実行委員会構成員、報道機関が集まり、回答説明会を開きました。（全文記録※025）

（1）双方の冒頭あいさつと回答書の手交

町長、実行委員会事務局長の挨拶のあと「回答書」（「池田町公民館使用問題に係る再質問の回答及びお詫びについて（過去の質問、・回答併記版）」※024）が手交されました。

町長の冒頭挨拶では、実行委員会の総括的質問の前文で「半年もの間、回答が引き延ばされたことは不誠実だ」とした点をあげて「多岐に亘る 質問に真摯に答えるため時間を要したものでありまして、指摘を受けましたような過度の 表現は全く受け入れられる内容ではありません」と反発、「はっきり否定させていただく」と、強い調子で述べたことが注目されました。実行委員会からはこの点については反論しませんでした。いささか見当違いの批判であったことは過去の経過からも明白でした。

（2）回答書概要説明（副町長）

副町長から回答書の概要についての説明がありました。

①「確認事項」について

この時点の副町長の説明では、「確認書」は「公民館の使用許可を前提に、あくまでも実行委員会との11月29日の協議内容について文書をもってお互いに確認をし、内容に相違があれば修正するという性質のものであった」としつつ、「今回「確認事項」という形式により協議内容に承認を求めるものであるという誤解を与えた」点、「お互いに話す機会を設け、丁寧な説明をすべきであった」点について反省すると述べました。また事務取り扱い上不備があったので、今後「公民館管理規則」の見直し、使用許可書の見直しを行うとしました。

②他の公共施設の貸し出しについて

副町長は、「公共施設使用申請については、地方自治法244条の規定によりまして、正当な理由がない以外は利用を拒むことはできない」となっているが、一方で集会の目的がそれぞれの施設の設置目的にかなっていたかどうかは検討の余地があるとしつつ、「公民館以外の施設をすみやかにご案内できなかったことについて町として深く反省」「実行委員会

の皆さまに混乱を与えてしまったことに心よりお詫びを申し上げ、引責措置を講じる旨を表明しました。

③社会教育法第 23 条の解釈をめぐって

副町長は、「公民館の貸し館事業も公民館の運営の 1 つであるから社会教育法第 23 条が適用され、従って公民館の貸し館申請者にも適用される」という従来の見解を繰り返しました。その上で、次のように述べました。これは回答前文で書かれている内容であり、今回の回答の重要なポイントとなる見解です。

「その一方で、平成 27 年 7 月 28 日の文科省の生涯学習政策課長通達にありますように、若者を中心とした政治への関心向上のために同法第 23 条第 1 項第 2 号をできるだけ制限しない形で政治的禁止行為を限定する傾向もございます。この通達を考慮しまして 23 条第 1 項第 2 号について、公民館貸し館に対し、特定の政党や候補者に限らずあらゆる政党・政治活動に対し広く公平に公民館を利用していただくことが公民館の政治的中立性を確保するという点も検討したいと考えているところでございます。」

その上で、公民館内規案を後に提示するとしました。

(3) 公共施設の貸し出し問題についての理事者の引責

甕町長は、公民館以外の公共施設を貸し出さなかったことについて、「けじめ」として理事者の給料減給の処分を行うと表明し、実行委員会に対して深々と頭を下げました。

この模様は、新聞各紙で大きく報道されました。(※026～030)

(4) 平林教育長 総括的質問に対する回答

つづいて、教育長が総括的質問の各項目について、当事者としての感想も交えつつ詳細に説明しました。

この中で、注目すべき点がいくつか見られました。

①「確認書」の作成を 11 月 29 日に話題にしていればよかったが、それをしなかったのは教育委員会に非がある。

「確認書」は「協議内容をお互いに確認するための文書」であり、「話をした裏付けとして欲しかっただけ」だとし、「事務局長さんが承認しないとのことから発給せずに廃案するものと私たちは考えていました」と、事実上存在しない文書であることを認めました。

②庁議について、「あくまでも経験者の意見を聞く場と考えて」いたとして、「庁議での意見を参考に取り消した後、事務局長に連絡をし、午後 3 時来館の約束をしました」と述べました。しかし、実際には、「庁議での意見を参考に取り消した後、事務局長に連絡」という部分は公民館長の受け売りで、虚偽事実でした。

しかし、全体として「事務局長との間で生じた誤解が解けるよう粘り強く話し合う機会を設け、丁寧な説明をすべきであった」と反省の弁を述べました。

③ 憲法などの法律について

ここでは、教育長は従来の自説を披瀝し、「本来の集会目的が言われるとおり単に選挙における野党共闘のあり方を模索し、方向を議論する集会なら全く問題はありません」としながら、結局「チラシ」の文面（野党共闘を勝利させよう、安倍内閣を打倒しよう）という表現に反応し、社会教育法に触れるとみなしたとしました。

同時に、「人の名誉を毀損するような表現・言論の自由は憲法でも社会教育法でも許されるものではない」として、政治的な主張を「名誉毀損」や差別的言辞と受け止めるかのような発言をしました。

さらに、平成 25 年の文科省中教審社会教育推進体制のあり方に関するワーキンググループの「審議の整理」を持ち出して、政治的中立があたかも利用者にも求められるかのような発言をしました。

④他の公共施設の利用を認めなかった点について

この点については副町長の発言を繰り返し、実行委員会の集会が当該施設の設置目的にかなうかどうかの検討は必要との含みを持たせつつも、理事者として混乱を与えたことを謝罪すると述べました。

⑤務台議員の集会への干渉

実行委員会から指摘されるまで務台議員のフェイスブックへの書き込みは知らなかったとし、外部からあった複数の問い合わせの 1 つに過ぎない述べ、確認事項を秘書に送付したり意向に添ったりするようなことは一切ないと述べました。

⑤今後の公民館の運営をめぐって

社会教育法の解釈について、教育長は「目的が相手を倒そうとか打倒何々という趣旨ではなく、参加者が政治的教養を高めるための勉強会・学習会であれば」と、自らの解釈にこだわりを見せ、限定をつけながら「平成 27 年の文科省通達」を引き合いに出して、今後は「同法第 23 条第 1 項第 2 号をできるだけ制限をしない形で解釈をし、政治的禁止行為を限定することは大切だ」としました。

また、具体的な運営規則案については、「広島市や和歌山県岩出市の先進事例を参考にしながら」と述べながら、「してはいけないという具体的な禁止内容を記載し、それ以外は許可する方向で認めていくという考え方」に立つと、問題のある発言を行いました。

(5) 公民館内規案の説明

公民館長から、「現在まだ試案の段階だが」と断った上で、新しい公民館の使用規則の案が説明されました。

内容は、「禁止事項を明確にし、それ以外はできるだけ幅広く利用していただくものにする」といいながら、社会教育法第 23 条を大上段にかかげ、抵触するかどうかについてもチラシなどの提出を義務づけるなど、現在よりはるかに後退した危険な内容を持つものでした。

(6) 回答および説明に対する質疑

このあと、町・教育委員会と実行委員会との間で、経過、法律の解釈、公民館の今後の運営などについて、順次質疑を交わしました。

経過については、取消処分があってから初めて当事者間でやりとりを行う機会となったために、2016年11月末から12月1日にかけての生々しいやりとりとなり、それだけに矛盾点も明確になりました。とくに、「確認書」をめぐる前公民館長の記憶の曖昧さ、事実の捏造の疑いが濃厚となったこと、11月29日の双方の協議では確認書の話は一切なく、そのあとで教育委員会が外部向けの説明のためにつくったこと、内容も当日の話を曲解して作文したことなど、取消処分の不当性を浮かび上がらせるものとなりました。

ただ、時間が足りなかったために、さらに深く追求できない恨みを残す場面も多く見られました。

説明会の内容については、多岐にわたるため、ここでは省略しますが、教育委員会の不手際、落ち度などが次々と浮き彫りにされ、その後の双方の協議に大きな影響を与えるものとなりました。

※参考資料

024 実行委員会の再質問書に対する町の回答（2017年8月29日）

025 回答説明会 全文記録

026 信濃毎日新聞記事（2017年8月29日）

027 中日新聞記事（2017年8月30日）

028 朝日新聞（2017年8月30日）

029 市民タイムス記事（2017年8月30日）

030 大糸タイムス記事（2017年8月30日）

§8 「経過問題」に限った再協議（2017年10月6日）

8月29日の回答説明会での質疑の結果、経過の中でさらに解明すべき問題点が見えてきたため、10月6日、教育委員会と実行委員会の主要メンバー（取消処分に関係した当事者）とで、経過に限定してつっこんだ協議を行いました。（全文記録※031）

(1) 今回の協議の目的と意義

最初に副町長が、この日の協議を持った意味について次のように述べました。

「前回8月29日の説明会で消化不良の点があり、事務レベルの話合いで、昨年11月29日から12月2日の経過を当事者出席のもとで整理しようということになった。それを受けて次のステップにすすめたい」

(2) 前公民館長からの経過説明

前公民館長が経過について、双方で相違ある点を説明するとして、4点述べました。8月29日に話した内容をなぞるだけのもので新味は全くありませんでした。

(3) 質疑

①12月1日の朝、事務局長に電話して、そのときに午後3時に来てほしいと告げたと強弁しましたが、事務局長は電話を受けておらず、その認識は捏造だとこれをきっぱり退けました。

②11月29日昼の双方での話合いの際に、選挙に関して事務局長が「選挙はまだ2年先だから、選挙活動の話などするわけがない」と話したことを「選挙に関する話題・議論をいっさいしない」と話したと間違っているとらえて、確認書に書き込んでしまった教育委員会の不手際が露呈しました。

③「確認書」は合意が得られなかったもので、その時点で破棄されるべきだと解釈していたが、誤って判をつけて出してしまった、と理事者の管理責任を認めました。

④庁議に出席した理事者の責任として、副町長は「理事者としてもう一回ブレーキをかけて冷静に話し合えというべきだった。反省しているし責任はある」と、その責任を認めました。

(4) 実行委員会からの提案

この日のやりとりの中で、最後に実行委員会から、「すでに確認書は存在しない文書だと明白になったのだから、取消処分書も撤回し、その上で社会教育法の解釈の問題や新しく建設される地域交流センターの運営について議論するべきだ」と提案。

これに対して教育長は、「納得する面もあるが、取り消しをするということについてはもう少し考えをまとめさせてほしい」と「処分書の撤回」に含みを持たせました。

※参考資料

031 「経過問題」に限った教育委員会との協議（2017年10月6日） 全文記録

§9 取り消し処分撤回に向けた最終協議

(1) 事務レベル協議（10月19日）

実行委員会はこの日の事務レベル協議において、回答説明会および経過についての協議の結果を受けた見解（「10月19日の事務レベル協議にあたって」※032）を発表し、それにもとづいて協議を進めるように伝えました。

この文書において、実行委員会は、今後の議論の前提は、問題点を明確にした町・教育委員会の謝罪と、取消処分の撤回以外にないこと、それがあって初めて今後の生産的な協

議の土台が作られることを明らかにしました。

この文書は、その後の教育委員会との協議をリードし、その後作られた教育委員会からの合意案に反映されました。

(2) 実行委員会と教育委員会との最終協議 (12月12日)

教育委員会から、先の事務レベル協議の際に示した実行委員会の解決案にそって事前に提案があり、それにもとづいて双方の合意案を協議しました。

合意書は、つどい実行委員会の提案通り、「町・教育委員会の謝罪文」と「今後の方向についての合意書」の2通を作成することとし、12月26日に共同記者会見を開いて、合意の内容について発表することになりました。

26日までに、双方で合意案をさらに詰めて、最終文書に仕上げることも確認しました。

その後、最終文書作成までの間、実行委員会と教育委員会との間で、合意の基本線は崩さないまま、表現上の微調整を行いました。

信濃毎日新聞が、双方からの取材をもとにこれらの動きを紹介しました。(※033)

※参考資料

032 事務レベル協議にあたっての実行委員会の見解 (2017年10月19日)

033 信濃毎日新聞記事 (12月15日付け)

§9 取り消し処分の撤回と町・教育委員会との合意書および共同記者会見

(1) 町・教育委員会の謝罪と「取り消し通知書」撤回 (12月26日)

年末も押し迫った12月26日、池田町および教育委員会は、公民館使用許可取り消しに係わる様々な手続き上の不手際や間違いによって実行委員会に迷惑と混乱を与えたことを謝罪し、「取り消し通知書」を撤回しました。

午前10時からの共同記者会見で、平林教育長は、謝罪文(「池田町公民館使用許可取り消し」に関する謝罪と「通知書」の撤回 ※034)にそって、撤回の理由、および謝罪の内容を説明しました。また、大槻副町長は、双方の話し合いを促すことなく、取り消しの性急な判断を容認したことを理事者の立場として謝罪、さらに他の公共施設を貸さなかったことについても引責措置(理事者の給与減額)を1月臨時議会に提案すると説明。

その後、理事者、教育委員会職員が頭を下げて実行委員会側に謝罪の意を表明しました。

(2) 今後の対応についての合意書の署名 (12月26日)

続いて、残された課題について双方で合意した文書にもとづいて、実行委員会側の牛越事務局長がその内容を説明。その上で、社会教育法第23条の解釈をめぐる双方の見解や新

設地域交流センターの運営規則などについて今後協議を続けることを盛り込んだ「合意書」(※035)に双方が署名しました。

(3) 共同記者会見

つづいて、謝罪の内容と合意文書について、共同記者会見に移りました。

冒頭、実行委員会側から今回の合意にあたっての会としての見解(※036)を説明。文面にそって3つの重要な総括点があることを強調しました。

続いて、出席した記者とのやりとりが活発に行われました。

質疑では、社会教育法第23条についてはまだ双方の見解に相違があることに集中し、再び同じような事案が生じた場合に教委がまた使用許可を取り消すことがあるのではないかと、そもそも貸さないことになるのではないかと、また、これらの協議で果たして前進があったのか、また教育委員会は今後この問題についてどう考えていくのかという質問が相次ぎました。

教育長は、

- ①公民館は使ってもらうことが大前提である。
 - ②今回の問題では文面に問題があったとしても、使ってもらいたいために確認書をつくったが、説明不足のために逆の方向に動き、結果として迷惑をかけることになった。
 - ③公民館は社会教育法によって、政治的教養を高めることが目的になっている。これが使用許可の判断の根拠になる。
 - ③社会教育法の解釈については、当時は適正であったと考えているが、今後は27年文科省通達なども踏まえ、具体的に規則もできるだけ開かれたものにしていく。
- などと答えました。

また、同じような申請が行われた場合に認めることがあるのかと問われ、可能性はあるとし、法解釈とその運用の幅を広げていくと返答しました。

実行委員会からは、政治的教養というとき、「教養」の幅は広く、その枠の中で認めるという方向もあるとの意見がありました。

また、実行委員会は、事務レベル協議の中で、8月29日に出された公民館規則案は今後の協議の前提とせず白紙撤回することになったことを紹介。記者から教育長にその裏付けがほしいと促され、教育長は「その通りである」と答えました。記者とのやりとりは別記(※037)の通りです。

(4) 各社の報道

①NHKは12月27日、午後のニュースで記者会見の様態を報じ、教育長の「法律の解釈はまだ一致していないが、今後、運用の変更も検討して、政治的教養の場として使いやすい施設にしたい」という発言と、つどい実行委員長の「残された課題はあるが、話し合いを続けたい」との発言を紹介しました。また、その中で千葉大学の長澤成次

名誉教授の次のような談話を紹介しました。

「自治体が誤りを認めて両者で合意を図ったことは高く評価できる。公民館は、住民が社会的、かつ政治的な自由に議論ができる場なので、今後も双方でじっくり議論してほしい」（※038）

②新聞各社は12月27日付けの紙面で、記者会見の様態を報じました。

（※039～044）

※参考資料

034 池田町・教育委員会謝罪文

「池田町公民館使用許可取り消し」に関する謝罪と「通知書」の撤回について

035 公民問題をめぐる今後の対応についての合意書

036 合意にあたっての実行委員会の見解

037 記者会見での記者とのやりとりの詳報

038 NHK ウェブニュース

039 信濃毎日新聞

040 朝日新聞

041 毎日新聞

042 中日新聞

043 市民タイムス

044 大糸タイムス

§ 10 今後に向けて

（１）経過のなかから

「公民館使用許可取り消し」という例のない事態に、実行委員会は直ちに不当処分を取り消しを求めて抗議。これが昨年12月5日でした。それからまる1年。

当初の教育委員会の対応は、直前に取り消したことは謝るが、処分そのものも教育委員の対応も正当であると主張。質問書を提出して教委の誤りなどを質しましたが、実行委員会に対する対応は極めて硬直したものでした。

実行委員会は、県内の法律家をつくる自由法曹団長野県支部の弁護士のみなさんの支援も得て、問題点と教育委員会の処分の不当性をさまざまな面から指摘して教育委員会に誠意ある対応を求めてきました。

4月に役場の人事異動があったことが、話し合いの気運を高める1つのきっかけになりました。また何度かの町理事者との話し合いで、文書でのやりとりから直接対話への足がかりを作ることができました。この背景には、このままでは裁判での決着に行き着かざ

るを得ないという状況の切迫性もあったと思われます。

いずれにしても、この頃から事務レベルでの折衝を何度も重ね、重要な段階では実行委員会の全体会を開いて方針を相談し、記録をすべてウェブ上で公開して取り組みをすすめていきました。

教育委員会側でも、仮に意見の相違は大きくても、いたずらに対立を深めるのではなく話し合いで解決していこうとの真剣な模索も見られるようになり、話し合いの気運も次第に見られるようになりました。

しかし、人事異動で公民館を含む生涯学習課のメンバーが一新されたことや、他の行事との兼ね合いから話し合いは遅々としてすすまず、結局 9 月末になってようやく 2 月の質問状に対する回答が行われるということになりました。その結果、話し合いが軌道に乗るようになった夏以降に、解決への動きが加速しはじめます。

何よりも、直接対話によって、教育委員会の不手際の数々を明るみに出すことができたために、取り消し処分の不適切さを教委自身が認めざるを得なくなったことが大きかったと思われます。

また、社会教育法についても、実行委員会が平成 27 年文科省の通達（※045）や広島市の公民館規則（※046）の存在を指摘し、社会教育法の解釈や運用の仕方についてもより具体的につっこんで話をするできるようになりました。

これらが、12 月 26 日の処分書の撤回に結びついたのでといえます。

（2）今後の展望

「合意書」にあるとおり、相違点を埋める作業はこれからです。教育委員会が社会教育法の解釈に固執している限りは、解決への道は困難なものにならざるを得ません。

しかし、「話し合いを通して一致点を広げる」という立場は間違いなく双方で共有されています。広く町民にも意見をもとめ、公平で開かれた公民館をめざすという姿勢を堅持すれば、行政と最終的な合意点を見いだすことは十分可能です。

今回の合意は、そのことの何よりの例証になったものと確信いたします。

< 中間報告おわり >

＜参考資料一覧＞

- 001 池田町公民館への使用許可申請書
- 002 池田町公民館使用規定（内規）
- 003 「町民と政党のつどい」チラシ
- 004 池田町公民館使用許可に係わる確認事項について（「確認書」）（2016年11月30日）
- 005 池田町公民館使用許可取り消し通知書（2016年12月1日）
- 006 公民館使用許可取り消しに対する抗議文（2016年12月5日）
- 007 抗議文に対する教育委員会の回答（2016年12月16日）
- 008 池田町議会 12月議会 一般質問 服部議員の質問（2016年12月18日）
- 009 公民館長 経過報告
- 010 町への質問書「池田町の『回答』に関する質問と要求」（2016年12月27日）
- 011 自由法曹団抗議声明（2016年12月27日）
- 012 実行委員会の見解（全文）（2017年1月20日）
- 013 実行委員会の見解（要約版）（2017年1月20日）
- 014 「質問と要求」に対する町からの回答（2017年2月1日）
- 015 再質問書の提出（2017年2月28日）
- 016 公民館問題学習会チラシ（2017年4月9日）
- 017 地元紙の報道（2017年4月11日 大糸タイムス）
- 018 地元紙の報道（2017年4月11日 信濃毎日新聞）
- 019 地元紙の報道（2017年4月25日 信濃毎日新聞）
- 020 地元紙の報道（2017年4月29日 朝日新聞）
- 021 池田町議会 3月定例会 一般質問 服部議員の質問（2017年3月15日）
- 022 池田町議会 6月定例会 一般質問 服部議員の質問
- 023 池田町への総括的質問（2017年8月17日）
- 024 実行委員会の再質問書に対する町の回答（2017年8月29日）
- 025 回答説明会 全文記録
- 026 信濃毎日新聞記事（2017年8月29日）
- 027 中日新聞記事（2017年8月30日）
- 028 朝日新聞（2017年8月30日）
- 029 市民タイムス記事（2017年8月30日）
- 030 大糸タイムス記事（2017年8月30日）
- 031 「経過問題」に限った教育委員会との協議（2017年10月6日） 全文記録
- 032 事務レベル協議にあたっての実行委員会の見解（2017年10月19日）
- 033 信濃毎日新聞記事（12月15日付け）
- 034 池田町・教育委員会謝罪文
「池田町公民館使用許可取り消し」に関する謝罪と「通知書」の撤回について

- 035 公民問題をめぐる今後の対応についての合意書
- 036 合意にあたっての実行委員会の見解
- 037 記者会見での記者とのやりとりの詳報
- 038 NHK ウェブニュース
- 039 信濃毎日新聞
- 040 朝日新聞
- 041 毎日新聞
- 042 中日新聞
- 043 市民タイムス
- 044 大糸タイムス
- 045 平成 27 年文科省通達
- 046 広島市公民館規則